様式一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 様式番号 | 様式名 |
| 1 | 様式第1 | 交付申請書 |
| 2 | 様式第1別紙1 | 経費内訳 |
| 3 | 様式第1別紙2 | 役員名簿 |
| 4 | 様式第2 | 交付決定通知書 |
| 5 | 様式第3 | 申請取下げ届出書 |
| 6 | 様式第4 | 計画変更（等）承認申請書 |
| 7 | 様式第5 | 事故報告書 |
| 8 | 様式第6 | 状況報告書 |
| 9 | 様式第7 | 実績報告書 |
| 10 | 様式第8 | 事業承継承認申請書 |
| 11 | 様式第9 | 額確定通知書 |
| 12 | 様式第10 | 精算（概算）払請求書 |
| 13 | 様式第11 | 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書 |
| 14 | 様式第12 | 交付取消通知書 |
| 15 | 様式第13 | 取得財産等管理台帳 |
| 16 | 様式第14 | 取得財産等管理明細表 |
| 17 | 様式第15 | 収入内訳書 |
| 18 | 様式第16 | 財産処分承認申請書 |

（様式第１）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

に関する交付申請書

　物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．間接補助事業の目的及び内容

２．間接補助事業の開始及び完了予定日

３．間接補助事業の事業計画

　（応募様式１　事業計画書による）

４．間接補助事業に要する経費 円

５．補助対象経費 円

６．補助金交付申請額 円

７．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

別紙１ 経費内訳のとおり

８．同上の金額の算出基礎

（注１）本申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

（１）申請者の営む主な事業

（２）申請者の資産及び負債に関する事項

（３）間接補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

（４）間接補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

（５）申請者の役員等名簿

　　　別紙２　役員名簿のとおり

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助対象金額

別紙１

経費内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分と内訳※1 | | 間接補助事業に要する経費※2 | 補助対象経費※3 | 補助率 | 補助金の額（交付申請額） |
| 区分 | 内訳 |
| 事業費 |  |  |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 | |  |  | 1/2以内 |  |

※1　内訳について

●事業費：交付規程　別表第２　事業費を参照のこと

●工事費：交付規程　別表第２　工事費を参照のこと

※2　間接補助事業に要する経費について

事業を行うために必要な全ての費用を記入すること

※3　補助対象経費について

※3のうち、補助の対象となる費用を記入すること

別紙２

役員名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | | | | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

交付決定番号　第 号

令和　　年　　月 日

協議会名

代表者名 殿

公益財団法人流通経済研究所

理事長

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

に関する交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）については、物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下、交付規程と称する）第５条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあった物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

２．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

間接補助事業に要する経費 金○○○，○○○，○○○円

補助対象経費 金○○○，○○○，○○○円

補助金の額 金○○○，○○○，○○○円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

５．間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下「適性化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、不正経理等の防止に万全を期すること。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）国土交通省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

（様式第３）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

申請取下げ届出書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付申請の取下げを届出ます。

記

１．交付の申請の取下げの理由

1. 取下げの理由は、具体的かつ簡潔に記入すること。
2. 理由の内容によっては取下げが認められない場合があるため留意すること。

（様式第４）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

に関する計画変更（等）承認申請書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第９条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第５）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

事故報告書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１２条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 円

３．事故に対して採った措置

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第６）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

状況報告書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１３条の規程に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第７）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

実績報告書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業の概要

　（報告様式１　事業報告書による）

２．間接補助事業の収支決算

（１）収 入 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 金 額 |
| 自 己 資 金  補助金充当額 |  |
| 合 計 |  |

（２）支 出

（イ）総括表 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 間接補助事業に要した経費 | | 補助対象経費 | | | | 補助金充当額 | | |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交付決定額 | 流用後交 付決定額 | 実績額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（ロ）経費の内訳 （各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第２２条第３項の規定に基づき、様式第１４による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助対象金額

（注３）支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

（注４）間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

（様式第８）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

事業承継承認申請書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事

業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１５条の規定に基づき、間接補助事業の地位を

継承し、当該間接補助事業を継続して実施するため、下記のとおり申請します。

記

１．事業継承前の間接補助事業者

２．事業継承後の間接補助事業実施予定者

３．事業間接補助事業の地位継承理由

４．事業継承後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（様式第９）

確定通知番号　第 号

令和 年 月 日

協議会名

代表者名 殿

公益財団法人流通経済研究所

理事長

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）については、物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１６条第１項の規定により、下記のとおり確定したので、通知する。

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第１６条第２項の規定により令和年 月 日までに返還することを命ずる。

（様式第１０）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

精算（概算）払請求書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１７条２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円 ２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

口座管理担当構成員名：

担当者氏名：

連絡先：

e-mail：

（様式第１１）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第１８条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１６条第１項による額の確定額） 円 ２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円 ４．補助金返還相当額（３．－２．） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１２）

取消通知番号　第 号

令和　　年　　月 日

協議会名

代表者名 殿

公益財団法人流通経済研究所

理事長

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

交付取消通知書

令和 年 月 日付け第 号に通知した物流標準化促進事業費補助金（物流データの

標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）の交付決定については、物流標準化促進

事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交

付規定（以下「交付規程」という。）第１９条第１項の規定に基づき下記のとおり事業の全部若しく

は一部を取消とすることに決定したので、第１９条第３項の規定に基づき通知する。

記

１．取消の対象となる事業の内容

２．交付取消による補助金の額は、次のとおりとする。

交付決定時の補助金の額 金　　　　　　　　円

交付取消により減額となる補助金の額 金　　　　　　　　円

減額後の補助金の額 　　　　　　　　　　　 金　　　　　　　　円

３．交付取消の理由

（様式第１３）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格(型番) | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 処分制限  期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）２３条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、

（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、国土交通省所管補助金等交付規則第１１条に定める期間を記載すること。

（様式第１４）

取得財産等管理明細表（令和 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格  (型番） | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 処分制限  期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）２３条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、

（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、国土交通省所管補助金等交付規則第１１条に定める期間を記載すること。

（様式第１５）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

による収入内訳書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事

業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第２２条第４項の規定に基づき、補助対象設備、

機器類の利用により収入が生じましたので、下記内容にて報告いたします。

記

１．収入が生じた補助対象設備、機器類の名称

２．収入が生じた原因

３．実績報告までに生じた収入額

４．同上の算出根拠

（様式第１６）

文書番号　第 号

令和 年 月 日

公益財団法人流通経済研究所

理事長　殿

　　　　 間接補助事業者 　住 所

協議会名

代表者名

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）

財産処分承認申請書

物流標準化促進事業費補助金（物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業）に関する交付規程（以下「交付規程」という。）第２３条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由